平成２４年（フ）第３２３号
福井県丹生郡越前町織田第43号11番地、旧住所福井県丹生郡越前町織田第45号68番地
債務者　北野　吉美
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
福井県鯖江市糺町第15号７番地　アグネスⅠ―101、旧住所福井県鯖江市入町第13号20番地17
債務者　石田紀代美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
福井市灯明寺３丁目4002番地　ニュープリムローズ１棟102号室、旧住所福井県越前市北町第62号16番地７
債務者　野村　三善
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
福井市中央１丁目21番40号　北の庄ビル３Ｆ
債務者　ａｓｕｒｅ（アシュア）こと　梅林　俊也
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
福井県大野市泉町14番１号10
債務者　米村　仁志
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
福井県吉田郡永平寺町松岡越坂１丁目１番地74　越坂団地　Ａ―１棟304号
債務者　井上　和亮
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
福井市下森田藤巻町５の４番地
債務者　猪股万佐博
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
福井県坂井市三国町山王１丁目３番15号
債務者　笠木　浩二（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
福井県鯖江市下河端町第59号58番地１
債務者　古村　治一
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
福井県鯖江市下河端町第59号58番地１
債務者　古村　治幸
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
静岡県富士宮市小泉663番地の２
債務者　佐土下守男
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４２号
兵庫県淡路市野島江崎744―１、住民票上の住所兵庫県淡路市野島平林２番地２
債務者　浜田　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第５７号
山口県下関市みもすそ川町10番５―404号みもすそ川ハイツ中和
債務者　揚千こと　松嶋　政信
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
山口県下関市みもすそ川町10番５―404号みもすそ川ハイツ中和
債務者　松嶋　延子（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓242番地６　稲垣ハイツ№11―105号室、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓76番地３グリーンハイツ松茂101号室
債務者　和田　規子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
大分県由布市挾間町向原262番地１　エスティアム田園Ｃ303
債務者　水落　孝志
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９０号
大分市大字羽田1034番地の１
債務者　上村　良和
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係